保育所等の利用に関する確認及び同意書

**※以下の項目をよくお読みいただき、すべての□にチェック(レ点）のご記入及び署名をお願いいたします。**

|  |
| --- |
| **【保育施設の利用条件について】**  □ ご家庭の状況（就労状況・転職・求職・世帯状況・婚姻・離婚・内縁・同居人・転出など）に変更があったときは、必ず神栖市に届け出てください。認定変更の必要や、保育料等が変更になる場合があります。認定は月単位での変更となりますので、速やかにお手続きをお願いします。  □ 保育施設の保育時間は、施設ごとに取り扱いが違います。保護者の就労等の実態に合わせてのご利用となります。  □ 保育利用時間（標準時間・短時間）の認定変更は、就労証明書等を添付し、変更申請をしてください。認定は月単位となりますので、前月の２５日までにお手続きをお願いします。  □ 保護者が、就労から求職活動に変更もしくは育児休業を取得する場合は、保育利用時間を短時間保育へ認定変更申請をしてください。認定は月単位となりますので、前月の２５日までにお手続きをお願いします。  □ 保護者が求職活動中の方は、求職活動を開始した翌月から３か月以内に就労してください。また、就労開始から１か月以内に就労証明書を提出してください。就労証明書が提出されない場合は退所のご案内となります。  □ 保護者が就労内定の方は、内定会社に就労してください。また、就労開始から１か月以内に就労証明書を提出してください。就労証明書が提出されない場合は退所のご案内となります。  □ 保護者が育児休業を取得中の方は、復職後１ヶ月以内に就労証明書を提出してください。育児休業を取得した会社に復職できない、復職するが就労形態や就労時間等が大きく変わる、育児休業の期間の延長等の申請時の内容から変更があった場合や就労証明書が提出されない場合は退所のご案内となります。  □ すでに上の子が入所している場合、下の子の育児休業終了日が１歳になるまでであれば、上の子は継続して入所できます。ただし、下の子の一斉募集での入所申込みが必要です。育児休業終了日が１歳の誕生日以降の場合、上の子は年度末で退所のご案内となります。  □ 上記の就労証明書は、在園されている児童１人につき１枚の提出が必要です。 |
| **【保育料・給食費について】**  □ 利用者負担額（保育料）は１ヶ月単位です。月のうち１日でも在籍していれば、１ヶ月の利用者負担額（保育料）がかかります。  □ 利用者負担額（保育料）は、父・母や生計の主宰者の市民税所得割額により算定します。父・母の収入が少ない場合には、同居している祖父母等の税額を合算し算定します。世帯が別々であっても同居し、生計が同一である場合は、算定対象に含みます。ひとり親世帯であっても生計が同一として考えられる同居人（内縁の妻、夫）がいる場合は、その者も扶養義務者とみなし保育料の算定根拠に含めます。  □ 利用者負担額（保育料）を納期限までに納められなかった場合は、督促状や催告書が発付されます。それでも未納が続いた場合は、財産調査のうえ差押えになることに同意します。  □ 利用者負担額（保育料）が未納となった場合、必要に応じて利用者負担額（保育料）の収納情報を施設に提供することに同意します。  □ ３歳児以上児クラスは、給食費がかかります。給食費は各施設に直接お支払いいただきます。  □ 公立保育施設の給食費は１ヶ月単位です。月のうち１日でも在籍していれば、１ヶ月の給食費がかかります。また、公立保育施設の給食費が未納となった場合、必要に応じて給食費の収納情報を施設に提供することに同意します。私立保育施設の給食費については、各施設へご確認ください。  □ 神栖市独自の制度として、以下の要件を満たす方は、申請手続きの上、給食費の副食費の免除を受けることができます。  本免除は、副食費の免除であり、主食費の負担はあります。  ・１８歳未満の児童が３人以上いる世帯　　　　　　　・第３子以降の児童  ・前年の１月１日から神栖市に住んでいる　　　　　　・市税や利用者負担額（保育料）等に滞納がない |
| **【その他】**  □ 継続・状況確認及び保育料決定のため、市が求める各種書類を期限までに提出し、保育の認定要件を継続的に満たす必要があることについて理解しました。 |
| **上記すべての項目について確認し、同意します。**  **年　　　　月　　　　日**  **保護者１氏名**  **保護者２氏名** |